

南九州と肥後国

ラ・サール学園 永山修一

はじめに

史料 1 『古事記』大八洲生成条に、

次いで、筑紫島を生みき。此の島も亦身一にして面^{おもて}四つ有り。面^{ごと}毎に名有り。故、筑紫国は白^{しら}日^ひ別^{わけ}と謂ひ、豊^{とよ}国は豊^{とよ}日^ひ別^{わけ}と謂ひ、肥^ひ国は建^{ひのくに}日^{たけ}向^{むか}日^ひ豊^{とよ}久^く士^し比^ひ泥^ね別^{わけ}と謂ひ、熊^く曾^{まそ}国は建^{たけ}日^ひ別^{わけ}と謂ふ。

とあって、図 1 のように筑紫島（九州島）は、大きく筑紫国・豊国・肥国・熊曾国の 4 つに区分されていた。この 4 つの地域がそれぞれ分けられて、9 つの令制国となっていくが、その初見は表 1 のようになっている。

表 1 九州の令制国の初見

『古事記』	令制国	初見年	出典
筑紫国	筑前国	文武二年（698）	『統紀』文武二年三月己巳条
	筑後国	持統四年（690）	『書紀』持統四年十月乙丑条
豊国	豊前国	大宝四年（704）	大宝二年豊前国戸籍
	豊後国	文武二年（698）	『統紀』文武二年九月乙酉条
肥国	肥前国	神亀二年（725）	平城宮木簡二八六・二九三
	肥後国	持統十年（696）	『書紀』持統十年四月戊戌条
熊曾国	日向国	文武二年（698）	『統紀』文武二年九月乙酉条
	薩摩国	和銅二年（709）	『統紀』和銅二年六月癸丑条
	大隅国	和銅六年（713）	『統紀』和銅六年四月乙未条

図 1 筑紫島の四面



令制国の成立の契機については、天武十二～十四年（684～686）にかけての伊勢王らによる国境を確定とする説（鐘江宏之 1993）と、飛鳥浄御原令による戸籍（庚寅年籍、690 年）作成とする説（新川登亀男 1982）があるが、いずれにしても筑後国が初見する持統四年（690）までには筑紫大宰管下に筑前・筑後・豊前・豊後・肥前・肥後・日向の七国が成立していたらしく、『古事記』大八洲生成条は、九州島における令制国成立直前の状況を反映していると考えられる。この時期の日向国を広域日向国と呼んでおく（永山修一 2009）。

1 令制国成立以前の南九州と肥後地方

『日本書紀』景行天皇十二年八月己酉（十五日）条以下には、景行天皇の九州巡幸に関する記事が見える（図 2）。また、『延喜式』兵部省に見える南九州の古代駅路は、内回り（日向～肥後）と外回り（日向～大隅～薩摩～肥後）の 2 つのルートがある（図 3）。なお、熊本県芦北町花岡木崎遺跡で佐敷駅に関わる木簡が出土している（宮崎敬士 2014）。

ここでは景行天皇の巡幸ルートと内回りのルートが近似していることに注目したい。津

田左右吉 1963 は「遠隔の地方に対する天皇の親征もしくは巡幸といふやうなことは歴史的事実として大化以前にはその例が無く、百済救援の際に於ける斉明天皇のツクシ行幸がかういふことの最初らしいから、此の物語（九州巡幸説話）もさういふ事例のあった後、またそれに基づいてでなくては、構想し得られなかったのではなからうか。」としており、内回りルートは、斉明朝ころの実態を反映している可能性が大きい。斉明朝ころ、後の薩摩・大隅国には、政府の支配が充分には及んでいない地域が存在していたと考えられる。



『日本書紀』景行天皇の巡幸ルート



図3 南九州の古代官道（永山修一 2009）

図2 （永山修一 1998）

考古学の面から、南九州と北・中九州の関係について例示されるのが、九州縦貫自動車道のトンネルの数とその長さである。福岡から八代までは、塚原古墳群の下を通る塚原トンネルの1つだけであるのに対して、八代から宮崎県のえびの市の間には九州最長の肥後トンネル、2位の加久藤トンネルなど実に24のトンネルが続く。ここに位置する九州山地が、北と南のつながりを阻害するものであったことがわかる（東和幸氏の御教示）。

近年の発掘調査の成果により、古墳時代の南九州像の転換が見られる。橋本達也 2007・2012 は「列島の中での異質化」が進行したと評価しており、「本来、多様性の範疇にあった九州南部の諸様相が、後期には他地域の古墳文化と比して個性的様相が顕在化し、その様相は他地域との差が拡がり続け、7世紀段階には相当に異なった習俗を形成した可能性が高い。すなわち、古墳時代後期以降の政治的関係をもとに、ネットワークの変質、連携の脆弱化・疎外化が進行し、九州南部は新たな文化・情報から乖離し、個性化の道を進んだのである。その結果として、7世紀後半の律令国家の形成に当たっては、化外の民としての位置づけが創出されるのである。」と述べている。

1-2 隼人の朝貢開始

南九州に居住する人々は隼人とよばれることになるが、彼らの姿が実態を伴って確認できるのは、史料2のように天武十一年(682)のことである。

史料2『日本書紀』天武十一年(682)七月甲午(三日)条

隼人、多に ^{さむ} ^{まみき} 来て、方物を貢る。是の日に、大隅隼人と阿多隼人 ^{みかど} ^{すまひと} と朝廷に相撲る。大隅隼人勝つ。

史料3『日本書紀』同年七月戊午（廿七日）条

隼人らを飛鳥寺の西に饗へたまひ、種々の ^{くさぐさ} ^{うたまひ} ^{おこ} 樂を發す。仍りて禄を賜ふこと各差有り。道俗悉くに見る。

史料4『日本書紀』持統元年(687)五月乙酉（廿二日）条

皇太子、公卿百寮の人等を率て、殯宮に ^{ひつぎのみこ} ^{まへつきみももつかさ} ^{ひとたち} ^み ^{もがり} ^{まみ} ^み ^ね 適でて慟哭たてまつる。是に於て隼人の大隅・阿多 ^{ひとごのかみ} ^{おのもおのおの} ^{ともがら} ^{ひき} の魁帥、各己が衆を領みて互に進みて誅 ^{しのびごと} たてまつる。

史料2～4によれば、朝貢を行った隼人たちは、大きく大隅と阿多に分けて把握され、また飛鳥寺の西の広場という国家的行事が行われる空間で饗され、その様子を道俗（僧侶や庶民）に見せることによって、さらに天武天皇に対する誅を奉上することによって、天皇への服属を示し、天皇の偉大さを示すこととなった。隼人の朝貢開始は、吉川真司 2011 のいう「天武十年の転換」（軍国体制から平時体制へ）をうけてのことであると考えられる。

史料5『日本書紀』持統三年(689)正月壬戌（九日）条

筑紫大宰栗田真人朝臣 ^{つくしのおおみこともちあわたのまひと} ら、隼人一百七十四人、并せて布五十常、牛皮六枚、鹿皮五十枚を献る。

史料6『日本書紀』持統六年(692)閏五月乙酉（十五日）条

筑紫大宰率河内王等 ^{つくしのおおみこともちのかみこふちのおほきみ} らに詔して曰はく、宜く沙門を大隅と阿多とに遣して、仏教を伝ふべし。

によれば、隼人支配には筑紫大宰が責任を持つ体制が取られており、仏教による教化も試みられていたことがわかる。なお、鹿児島県日置市吹上町田尻に伝わっている金銅菩薩立像(全高 16.3cm、吹上御観音講所蔵、黎明館保管)は、百済系宝珠捧持形菩薩立像で、7 世紀前半に作成された飛鳥仏とされており、18 世紀初め以前の来歴は不明であるが、鹿児島県内で唯一の飛鳥仏である(大西修也 2013、竹森友子 2021)。

2 令制国成立以後の南九州と肥後地方

2-1 三野・稲積城の問題

鞠智城の設置目的については、大きく①対外防衛、②対隼人の2つの説がある。

史料7『続日本紀』文武二年(698)五月甲申（廿五日）条

大宰府をして大野・基肆 ^{おほの} ^{きい} ^{くくち} ・鞠智の三城を繕治はしむ。

に見える大野・基肆城が①の目的で築造されていることは明らかであって、その構造にも共通点が多いから、鞠智城に①の目的があったことは確実である。

史料8『続日本紀』文武三年(699)十二月甲申（四日）条

大宰府をして三野・稲積 ^{みの} ^{いなづみ} の両城を修らしむ。

に見える三野・稲積城の所在地が②の問題とも関わってくる。その所在地については、(ア)

北部九州説、(イ)南九州説があり、従来の隼人研究の中では(イ)で理解されることが多かったが(井上辰雄 1974・永山修一 2009)、近年(ア)の理解が改めて評価されてきている(鈴木拓也 2010・熊谷公男 2019)。

さて、この2城の修築については^{べつこくしひょうきょう}覓国使 剽 劫 (襲撃) 事件との関わりの中で理解すべきなのではないかと考える。この事件に係る史料を以下に掲げよう。

史料9『続日本紀』文武二年(698)四月壬寅(十三日)条

^{むくわうにふみのいみきはかせ}務広式文忌寸博士ら八人を南島に遣して、国を^{もと}覓めしむ。因りて^{じょうき}戎器を給ふ。

史料10『続日本紀』文武三年(699)七月辛未(十九日)条

^{たね}多櫛・^{やく}夜久・^{あまみ}菴美・^{とかむ}度感らの人、朝宰に従ひて来りて、方物を貢る。位を授け物を賜ふこと、各差有り。その度感島の^{しな}中国に通ふことは是に始まる。

史料11『続日本紀』同年八月己丑(八日)条

南島の献物を伊勢大神宮と諸社とに奉る。

史料12『続日本紀』同年十一月甲寅(四日)条

文忌寸博士・^{おさかべのみき}刑部真木ら南島より至る。位を進むること各差有り。

史料13『続日本紀』文武四年(700)六月庚申(三日)条

^{さつまのひめ}薩末比売・^{くめ}久売・^{はづ}波豆、^{えのこほりのかみえのきみのあがた}衣評督衣君 県・^{すけ}助督衣君弓自美、また、^{きもつき}肝衝難波、^{ひひと}肥人等を従へて、^{つわもの}兵を持ちて、^{くにまぎのつかい}覓国使刑部真木らを^{おびやか}剽劫す。是に、^{つくしのそうりょう}竺志惣領に勅して、犯に^{なずら}准へて決罰せしめたまふ。

覓国使剽劫事件は、政府が南島調査のために派遣した使節が、文武二～三年に薩摩(後の薩摩国薩摩郡)・衣(後の薩摩国穎娃郡、江平望 2017 は「そ」と訓んで後の大隅国曾於郡とする)・肝衝(後の大隅国肝属郡)の勢力によって襲撃されたというものであり、文武三年十一月に帰朝した刑部真木らによって政府に報告された。政府はこれを南九州支配に大きな障害と位置づけたはずである。一連の流れをみると、翌十二月政府は南九州に置かれていた三野・稻積両城の修造を命じる一方、関係者の処罰を命じ、翌年六月までに処罰を終えたと考えられるのではないだろうか。

南九州説では、三野城を後の日向国児湯郡^{みの}三納郷、稻積城を後の大隅国桑原郡稻積郷に比定し、両郡は国府所在郡となるから、7世紀後期の段階で広域日向国の要地に軍事施設を設置していた可能性が高いと考える。

熊谷公男 2019 は、山城と城柵の名称を検討し、東北の城柵の場合、郡名と一致するものは政庁に象徴される地域支配の拠点であり、例外的に郡名と一致しない城柵は戦略的拠点到に設置されたものとする。西日本の山城名が総じて郡名に一致しないのは、山城の所在地である山など、郡よりも下位の小地名を名称としたからとする。

三野・稻積ともに、郡名には一致しないが郷名には一致する。南九州支配のために設置していた軍事施設を拡充して、次にみるように領域支配の拠点たる柵に格上げたという理解も可能になるのではないだろうか。

このように考えるならば、②の対隼人の目的を直接的に担っていたのは三野城・稻積城

であり、鞠智城の役割はあったとしても後方支援的なものであったとすることができるのではないだろうか。しかし一方で、肥後国自体は南九州の支配に直接的で重要な役割を果たしていた。

2-2 薩摩国の設置

政府は、大宝元年(701)に大宝律令を完成させ、南九州に対しても、律令制度の浸透をはかったが、それに対する抵抗が起こった。

史料 14『続日本紀』大宝二年(702)八月丙申(一日)条

薩摩と多櫛、^{たね}化^{おもふけ}を隔てて命に逆ふ。是に兵を發して征討し、遂に戸を校べ吏を置く。

史料 15『続日本紀』同年九月戊寅(十四日)条

薩摩隼人を討つ^{いくさひと}軍士、勲を授くること各差有り。

史料 16『続日本紀』同年十月丁酉(三日)条

是より先、薩摩隼人を征する時、大宰の所部の神九處に^{のいの}禱み^{まこと}祈るに、^{まこと}実に神威に頼りて遂に荒ぶる^{あた}賊を平げき。ここに幣帛^{みてぐら}を奉りて其の祈を^{さい}賽す。唱^{しやうこう}更の国司ども〔今の薩摩国なり〕言さく、「国内の要害の地に、柵を建ててむ戍を置きて之を守らむ。」とまうす。許す。

これは「大宝二年の対隼人戦争」とよばれる事件であり、軍事衝突の原因は「戸を校べ吏を置く」ことにあった。

この時の征隼人軍の兵力について、小野毛野^{けの}や佐伯大麻呂・太安万侶^{おおのやすまろ}らが大宝二年の征隼人軍の首脳部を形づくったと考えられており(林陸朗 1979・山田英雄 1987)、正倉院に残る大宝二年の戸籍(完成は大宝四年ころ)の中に、筑前国嶋郡川辺里^{かわべ}(福岡県糸島市)・豊前国上三毛郡塔里^{かみつみけとう}(福岡県築上郡上毛町)・豊前国仲津郡^{よぼろ}丁里(大分県中津市)に勲位を帯びた人々が確認できる。勲位は基本的に軍功に応じて授けられることになっていたから、大宝二年の対隼人戦争は、大宰府大式・少式を最高司令官とし、その下に大宰府官人や管下の国司、そして国司の下に^{だいによう}大領(郡司の長官)を含む多数の兵士を動員したものであり、大宰府の組織を主体としたものであったと考えられる(松本政春 2003)。とすれば、隣接する肥後国からも多くの兵力が動員されたと考えられる。

2-3 薩摩国高城郡・出水郡について

薩摩国高城郡は、国府所在郡であり、「高城」という名は軍事施設の存在をうかがわせるものである。史料 16 のように、政府は支配の拠点として柵を建て戍(守備兵)を配備した。この戍は柵戸であったと考えられる。柵戸については、

史料 17『続日本紀』天平神護二年(766)六月丁亥(三日)条

日向・大隅・薩摩三国に大風ふきて、桑麻^{そこな}損^つひ尽けり。詔して柵戸^{きのへ}の調庸を収むること勿^{なか}らしめたまふ。

とあって、8 世紀中期の段階でも、日向・大隅・薩摩の 3 国に柵戸が配備されていたことがわかる。

表 2 『和名類聚抄』に見える大隅国・薩摩国の郡郷名

	郡名	郷 名
日向国	白杵郡	氷上 智保 英多 刈田
	児湯郡	三納 穂北 大垣 三宅 観於 韓宅 平郡（平群） 都野
	那珂郡	夜開 新居 田島 物部
	宮崎郡	飢肥 田邊 島（島江） 江口（江田）
	諸県郡	財部 県田 瓜生（国内、野を加えて宇利布乃と云う） 山鹿 穆佐 八代 大田 春野
大隅国	菱刈郡	羽野 出野 大水 菱刈
	桑原郡	大原 大分 豊国 答西 稲積 広西 桑善 仲川 （国、中津川の三字を用う）
	噌吟郡	葛例 志摩 阿気 方後 人野
	大隅郡	人野 大隅 謂列 始臈 祢寝
	始羅郡	野裏 串占 鹿屋 岐刀
	肝属郡	桑原 鷹屋 川上
	馭謨郡	謨賢 信有
	熊毛郡	熊毛 幸毛 阿枚
薩摩国	出水郡	山内 勢度 借家 大家 国形
	高城郡	合志 飽田 鬱木 宇土 新多 託万
	薩摩郡	避石 幡利 日置
	甑島郡	管々 甑島
	日置郡	富多 納薩 合良
	伊作郡	利納
	阿多郡	鷹屋 田水 葛例 阿多
	河邊郡	川上 稲積
	穎娃郡	開聞 穎娃
	揖宿郡	揖宿
	給黎郡	給黎
	谿山郡	谷山 久佐
	甕島郡	都萬 在次 安薩

表2をみると、薩摩国高城郡には、^{かわし}合志・^{あきた}飽田・^{たくま}宇土・託万の4郷が見えるが、これはいずれも、肥後国の郡名に一致するから、肥後国からの計画的移民によって、高城郡を建郡し、ここに国府を置いたと考えられる。この4郷のうち、薩摩国託万郷は、現在の薩摩川内市中郷にかつて^{たくまんじ}宅満寺という寺院があったことによって、国分寺から北東へ1kmほどのきわめて近い位置に比定されている。また、国分寺から東南へ1kmほどに位置する大島遺跡では、^{かまど}竈付き住居が検出され、出土する土器は、宇城地方のものと考えられるという（網田龍生氏の御教示）。

なお4郷は200戸に相当するが、和銅六年(713)の大隅国建国に際しても、その翌年に豊

前国から 200 戸の移民を行ったことが知られ（『続日本紀』和銅七年三月壬寅条）、軍団の校尉は兵 200 人を率いることになっていたのも、それをひとつの単位として移民が行われたとも考えられる（鈴木拓也 1998）

高城郡が移民による郡とすれば、その北に位置する出水郡はどのように理解すればよいだろうか。正倉院に残る「天平八年薩摩国正税帳」は、薩摩国の天平八年(736)の収支決算報告書であり、史料 18 はその中から出水郡司の位署の部分あげたものである。

史料 18 「天平八年薩摩国正税帳」出水郡

大領外正六位下勲七等肥君 病
少領外従八位下勲七等五百木部 死
主政外少初位上勲十等大伴部足床
主帳无位 大伴部福足

ここに見える郡司は「肥君」「五百木部」「大伴部」で、肥後国で確認できる姓であって、いずれも隼人とは考えられない。また、出水郡の郷名の中に、肥後国の郡名と一致するものはなく、肥後国からの計画的移民がおこなわれたとは考えられない。そして 4 人中 3 人までが勲位を帯びている。神亀元年(724)二月聖武天皇の即位に関連して内外文武職事らに勲 1 級が授けられたが、出水郡の大領・少領・主政はいずれも神亀元年の段階ですでに勲位を帯びており、これは養老四年(720)までに起こった対隼人戦争における軍功に対して与えられたものと考えざるを得ない。また、出水市大坪遺跡でも竈付き住居が検出され、その土器は宇城地区の物に近いとされる。

出水郡の性格については、「薩摩の瀬戸」の理解が重要である。『万葉集』には次のように「隼人の薩摩の瀬戸」を詠んだ歌がある。

史料 19『万葉集』卷三(245 番・246 番・247 番・248 番)

長田王、筑紫に遣されて、水島に渡る時の歌二首

聞きしごと まこと貴く 奇しくも 神さびをるか これの水島
芦北の 野坂の浦ゆ 船出して 水島に行かむ 波立つなゆめ

石川大夫の和ふる歌一首 [名欠けたり]

沖つ波 辺波立つとも 我が背子が み船の泊まり 波立ためやも

右、今案ふるに、従四位下石川宮麻呂朝臣、慶雲年中に大弐に任ず。また正五位下石川朝臣吉美侯は、神亀年中に小弐に任ず。両人の誰のこの歌を作るかを知らず。

また長田王の作る歌一首

隼人の 薩摩の瀬戸を 雲居なす 遠くも我れは 今日見つるかも

この前後の歌の配列は和銅(708~715)以前と考えられるから(『新編日本古典文学全集 万葉集①』小学館 1994 の頭注)、「隼人の薩摩の瀬戸」=黒之瀬戸が、慶雲年中(704~708)に公民の住む世界と隼人の住む世界の境界と意識されていたことがわかる。

なお『万葉集』には、大宰帥大伴旅人が神亀五年(728)十一月、香椎の浦で、かつて持統天皇・聖武天皇に供奉して訪れた吉野離宮があった宮滝と隼人の瀬戸を重ね合わせて詠ん

だ歌も収められている。

史料 20『万葉集』巻六、960 番

帥大伴卿が、遙かに吉野の離宮を遙かに思ひて作る歌一首
隼人の瀬戸の巖も鮎走る吉野の滝になほ及かずけり

古墳文化のあり方から見ても、長島には横穴式石室を持つ古墳が多数見られ、また横穴墓が見られるなど、黒之瀬戸付近に、一つの境界を設定することができる。長島は、『続日本紀』宝亀九年(778)十一月乙卯(十三日)条の遣唐使船来着記事に「肥後国天草郡西仲島」と見えており、中世段階まで肥後国天草郡とされていたことからみて、出水郡域は、「環不知火海圀」の一角に位置し、本来肥後国の管下にあり、薩摩国を設置するにあたって、出水郡域を薩摩国に移管し、さらにその南に肥後国の4郡から移民をおこなって高城郡を設置し、そこに国府を置いたと考えられる。



図4 南九州の国郡（『鹿児島県の歴史』1999）

2-4 日向国への移民

表2によれば、日向国諸県郡に山鹿・八代郷が見える。山鹿・八代郷は、それぞれ肥後国の山鹿郡・八代郡からの移民によるものと考えられる。山鹿郷の遺称地は明らかでないが、八代郷については、宮崎県東諸県郡国富町の八代北俣・八代南俣がその遺称地とされている。移民が行われた時期については明らかでないが、肥後国から薩摩国への移民と大きくは変わらないと考えられる。

2-5 大隅国の設置

ついで、大隅国の成立について簡単に見ていくが、その前提として、出羽国の成立につ

いて確認しておきたい。越後国出羽郡は、和銅五年(712)九月二十三日に出羽国に昇格し、同年十月一日に陸奥国から置賜郡と最上郡が隸けられて出羽国としての体制が整った。その後、和銅七年(714)十月二日には尾張・上野・信濃・越後の4カ国の民を200戸ずつ移住させ出羽の柵戸とする戸とを命じた。

大隅国の成立に関わる史料は以下のようなものである。

史料 20『続日本紀』和銅六年(713)四月乙未(三日)条

丹波国の五郡を割きて、始めて丹後国を置く。備前国の六郡を割きて、始めて美作国を置く。日向国の肝坏・贈於・大隅・始禰の四郡を割きて、始めて大隅国を置く。

史料 21『続日本紀』同年七月丙寅(五日)条

詔して曰はく、「授くるに勲級を以てするは、本、功有るに拠る。若し優異せずば、何を以てか勸奨めむ。今隼の賊を討つ將軍、并せて士卒ら、戦陣に功有る者一千二百八十余人に、並に宜く労に随ひて勲を授くべし。」とのたまふ。

史料 22『続日本紀』和銅七年(714)三月丁酉(十五日)条

隼人は昏荒野心にして、未だ憲法に習はず。因りて豊前国の民二百戸を移して、相勸め導かしむ。

大隅国は、日向国から分置されることになったが、その際隼人との軍事衝突が起こっていた。これを鎮圧した翌年、隼人を教導するために豊前国から200戸の移民を行った。ただし、表2によれば、国府所在郡である大隅国桑原郡に、豊国・大分・仲川(国内では中津川)の3郷が見え、豊国・仲川は豊前国、大分は豊後国との関連が想定されており、また、『延喜式』神名帳の贈於郡に見える韓国宇豆峯神社も、豊前系の神を祀ったものと考えられている。移民は豊前・豊後国から行われていたことがわかる。

3 南九州への移民について

前章で、肥後国から薩摩国高城郡・日向国諸県郡へ、豊前・豊後国から大隅国桑原郡への移民についてみておいた。ここでは、さらに文献資料や出土文字資料等から人々の移動についてみていくことにする。

繰り返しになるが、肥後国から薩摩国高城郡・日向国諸県郡への移民については、8世紀代にあった肥後国の玉名・山鹿・菊池・阿蘇・合志・飽田・託麻・益城・宇土・八代・天草・葦北・球磨の13郡のうち、山鹿・合志・飽田・託麻・宇土・八代の6郡から移民が実施されていたことがわかる。

「天平八年薩摩国正税帳」には、薩摩郡主帳として肥君広龍、阿多郡主帳として建部神島が見えるが、これは隼人郡内の文書行政を担わせるために、肥後から送り込まれた人物と考えられる。

なお、宮崎県都城市早鈴町の上ノ園第2遺跡では「秦」の墨書土器が出土している(横山哲英 1994)。九州では秦姓は「大宝二年豊前国戸籍」(正倉院文書)に見られる一方、鞠智城跡で「秦人忍口〔米カ〕五斗」の木簡が出土していることから、豊前・肥後のいず

れかからの移民の可能性が考えられる。

表 3 は、鹿児島県内で出土した氏族名の可能性のある墨書土器をまとめたものである。

表 3 鹿児島県で氏族名の可能性のある墨書土器を出土した遺跡

遺跡名	墨書された文字
鹿児島市 横井竹之山遺跡	「肥道里(岡)」
鹿児島市東俣町 湯屋原遺跡	「大伴」
鹿児島市 不動寺遺跡	「日下」
いちき串木野市 市ノ原遺跡第 1 地点	「春」
薩摩川内市 西ノ平遺跡	「日」「高分」
薩摩川内市 成岡遺跡	「日」
薩摩川内市 京田遺跡	「高」
薩摩川内市 薩摩国分寺跡	「刑」「春」
南さつま市加世田川畑 上加世田遺跡	「久米」
南さつま市金峰町 芝原遺跡	「酒井」「宅」「山」
南さつま市金峰町 筆付遺跡	「建」
指宿市 敷領遺跡	「建」
指宿市 橋牟礼川遺跡	「真」
始良市加治木町 市頭 A 遺跡	「刑部」
始良市西餅田 小瀬戸遺跡	「大伴」「伴」
曾於市大隅町 西原段 II 遺跡	「伴」
曾於市大隅町 高古塚遺跡	「山」

肥後国に分布する氏族には、日置部・秦人・大伴部・阿蘇君・阿蘇直・穴穂部・宇治部・日下部・壬生・鳥取部・春日部・建部・私部・津守部・山稻置・肥公・肥君・真上・大伴君・当麻部・宅部・益木・額田部・火君・火国造・高分部・豊服・天草国造・火葦北国造・葦分国造・日奉部・冢部・刑部・他田・真髪部・久米部があるとされる（溝口優樹 2020）。

表 3 に見える「肥道里(岡)」 「大伴」 「伴」 「日下」 「日」 「刑部」 「刑」 「高分」 「高」 「建」 「久米」 「春」 「山」 は、肥後国との関係を想定することが可能である。「酒井」については豊前国から直接、あるいは大隅国を経由して入ってきた人に関わるとも考えられる。

指宿市敷領遺跡では、「建」の墨書土器が見つかっており、また 8 世紀後半の荒尾産の須恵器が出土している（永山修一 2014）。

これらの移民がいつ頃行われたのかについて、南九州では隼人支配が最も重要な課題になっていた 8 世紀の前期に行われたと考えるのが自然である。

しかし、宮崎県西都市宮ノ東遺跡、高鍋町下耳切第三遺跡、都城市横市中原遺跡・外ノ口遺跡では、豊前で作られる企救型甕、豊後国の豊後系甕が出土しており、これらは 8 世紀後半から 9 世紀前半頃のものとしてされているから（栗畑光博氏の御教示）、人々の移動は

8 世紀前半に限られるものでなかったことがわかる。

これからすると、肥後国から薩摩国への人の移動が、8 世紀後半以降も引き続き行われていた可能性も考えなければならない。

おわりに

養老四年(720)二月の隼人による大隅国守殺害事件を発端として、最大規模の対隼人戦争が起こった。大伴旅人を征隼人時節大將軍として 1 万人以上の兵力を動員し、1 年以上かけて鎮圧した政府は、隼人に対する律令制の完全適用を棚上げした状態で、徐々に律令制を浸透させる方針に切り替えた。この軍事行動にも、肥後国は兵力や兵站の供給源となったはずである。

史料 17 から見るように、8 世紀後期に入るとき、日向・大隅・薩摩には柵戸が置かれていたが、このころにはほとんど軍事的緊張関係は消滅していたようである。肥後国と南九州の関係性についても、変化が生じたと考えられる。

国分寺の建設およびその維持に関して、『弘仁式』主税には、
史料 23『弘仁式』主税

肥後国。^{しょうぜいくがい}正税公廩各四十万束。国分寺料八万束【当国六万束。薩摩国二万束】。府官公廩三十五万束。

日向国。正税公廩各十五万束。国分寺料三万束【当国一万束。大隅国二万束】。
とあって、薩摩国国分寺の維持財源にあてる出挙は肥後国で実施されていたことがわかる。なお、薩摩国分寺創建時の軒丸瓦については、肥後国分寺の創建瓦との類似性が強く、肥後国分寺瓦屋から瓦工人を含む援助があったとする説(梶原義実 2010)や、薩摩国分寺の軒丸瓦は、日向・大隅国分寺と同様な瓦当と丸瓦の接合法を用いており、軒平瓦は肥後国分寺のそれと共通する作りをしているとする説もある(早川和賀子 2017)。いずれにしても、経済的支援だけでなく技術的支援も行われたと考えられる。

近年調査が進んでいる南九州市金峰町の中岳山麓窯跡群は、9 世紀半ばから 10 世紀の須恵器窯跡であり、その製品は南島(種子島・喜界島・徳之島)でも確認されている(中村直子・篠藤マリア 2015)。窯の構造などについては、熊本県荒尾市付近の須恵器窯との関わりが説かれており、今後の研究に期待がかかるところである。

読み下し文について、『日本書紀』・『万葉集』は『新編日本古典文学全集』(小学館)、『続日本紀』は『岩波新日本古典文学大系』(岩波書店)を用いた。

主要参考文献

井上辰雄 1974『隼人と大和政権』(学生社)

江平望 2017「古代「衣評」はどこにあったのか」(『続島津忠久とその周辺』高城書房)

大西修也 2013「百済仏像と東アジア」

(鞠智城シンポジウム『ここまでわかった鞠智城』 熊本県教育委員会)

- 梶原義実 2010『国分寺瓦の研究』（名古屋大学出版会）
- 鐘江宏之 1993「「国」制の成立」（笹山晴生先生還暦記念会編『日本律令制論集』上巻 吉川弘文館）
- 熊谷公男 2019「古代の城柵と山城」（鞠智城シンポジウム『古代の山城と東北城柵』熊本県）
- 新川登亀男 1982「第二章 国と評の成立」（『大分県史 古代編 1』大分県）
- 鈴木拓也 1998「古代東北の城柵と移民政策」（『古代東北の支配構造』吉川弘文館）
- 鈴木拓也 2010「文献からみた古代山城」（『条里制古代都市研究』26号）
- 竹森友子 2021「吹上町田尻の金銅菩薩立像の伝来について」
（『黎明館調査研究報告』第33集 鹿児島県歴史・美術センター黎明館）
- 津田左右吉 1963「クマソ征討の物語」（『津田左右吉全集』第一巻 岩波書店）
- 中村直子・篠藤マリア 2015『中岳山麓窯跡群の研究』（鹿児島大学埋蔵文化財調査センター）
- 永山修一 2009『隼人と古代日本』（同成社）
- 永山修一 2014「鹿児島県の墨書土器について」（『古代文化』66-II）
- 橋本達也 2007「古墳築造南限周辺域社会と「隼人」」
（『古墳以外の墓制による古墳時代墓制の研究』鹿児島大学総合研究博物館）
- 橋本達也 2012「九州南部」（一瀬和夫他編『古墳時代の考古学 2 古墳出現と展開の地域相』同成社）
- 早川和賀子 2017「南九州における律令期の寺院造営—国分寺を中心に—」
（『日本考古学協会 2017 年度宮崎大会 研究発表資料集』）
- 林陸朗 1979「文武朝の隼人戦争」（『國學院雑誌』第80巻11号）
- 松本政春 2003「征隼人軍の編成と軍団」（『奈良時代軍事制度の研究』塙書房）
- 溝口優樹 2020「氏族から見た古代肥後国の地域社会と鞠智城」
（『鞠智城と古代社会』第8号 熊本県教育委員会）
- 宮崎敬士 2014『花岡木崎遺跡』（熊本県文化財報告書第305集 熊本県）
- 山田英雄 1987「征隼人軍について」（『日本古代史攷』岩波書店）
- 横山哲英 1994『上ノ園第2遺跡』（都城市文化財調査報告書第27集 都城市教育委員会）
- 吉川真司 2011『日本古代史 3 飛鳥の都』（岩波新書 岩波書店）